

一般社団法人日本透析医学会会員管理システム利用規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）が開発・運用する会員管理システム（以下「本システム」という。）を利用するにあたり適用される条件等を定める。

(利用登録等)

第2条 本システムを利用できるのは、本学会の会員（本学会定款第6条第1項の会員をいう。以下同じ。）とする。

- 2 会員は、本システムのログイン画面より、会員自身のID・パスワード（以下「ID等」という。）を入力してログインし、利用に際する本規程に同意することで、本システムの利用登録を行うことができる。

(ID等の管理)

第3条 会員は、ID等を自己の責任において厳重に管理し、譲渡、貸与、その他の方法により第三者に利用させてはならない。

- 2 会員はID等を盗用された場合又は盗用されたおそれがある場合には、直ちに本学会に対して申し出るものとする。
- 3 本学会は、前項の申し出を受けた場合、当該会員に対し必要な指示を行うものとする。
- 4 会員による自己のID等の保有、使用、管理が不適切であったことにより、会員に生じた損害について、本学会は一切責任を負わないものとする。

(本システムの利用)

第4条 本システムを利用する際は、第2条に定める利用登録後、自己のID等によりログインするものとする。

- 2 本システムの利用について、本規程に定めのない事項については、本学会が別に定めるものとする。

(本システムの内容変更等)

第5条 本学会は、あらかじめ会員に通知することなく、本システムの内容を変更又は追加することができるものとする。ただし、本システムの内容を変更又は追加した場合、本学会は本システムの会員へのお知らせにおいて表示する等適宜の方法により通知するものとする。

(情報更新等)

第6条 会員は、登録情報において変更が生じた場合、一部の登録情報については本システム上の登録情報の編集画面で自ら変更できる。

(設備負担)

第7条 会員は、本システムの利用にあたり、必要なハードウェア、インターネット回線、その他の設備及び利用環境を自己の責任と費用により準備して管理するものとする。

2 会員は、本システムの利用に係る通信費など必要な費用を負担する。

(禁止事項)

第8条 本システムにおいて、本規程の他の条項で禁止されている行為の他、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利目的その他会員の情報確認以外の目的で本システムの直接的又は間接的な利用行為
- (2) 本学会、本システムの運営に支障を生じさせる行為又はそのおそれのある行為
- (3) 他人のID等の利用行為
- (4) その他法令又は公序良俗に反する行為

(違反に対する措置)

第9条 会員が本規程に違反した場合には、本学会は次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 注意又は勧告
 - (2) ID等の利用停止又は削除
- 2 会員が本規程に違反し、本学会に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。

(本システムの停止)

第10条 本学会は、次に掲げる場合には、本システムを停止することができるものとする。

- (1) 定期メンテナンスを行うとき。
 - (2) 緊急メンテナンス、設備の保守上やむを得ないとき
 - (3) 地震、台風、洪水、津波等の災害その他非常事態が発生し、またそのおそれが生じたことにより本システムを継続することができなくなったとき
 - (4) その他運営上及び技術上の問題により、停止が必要と本学会が判断したとき
- 2 本学会は、本システムを停止する場合には、緊急の場合を除き、あらかじめ本システムの会員へのお知らせにより表示する等適宜の方法により通知するものとする。

(知的財産権)

第11条 本システムに係る発明、考案、創作、著作物、ノウハウ、本システムを構成するデータ、プログラムその他の情報に関する一切の権利（著作物、商標権その他の知的財産権を含むがこれに限らない。）は本学会に帰属するものとする。

(利用終了)

第12条 会員が、本学会から退会した場合及び会員資格を喪失した場合、本学会がID等を削除することにより、会員は本システムの利用を終了するものとする。

2 会員が本学会から退会した場合であっても、本規程第9条第2項、第11条、第14条はなお有効に存続するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 本学会が本システムに関連して取得した会員の個人情報は、「日本透析医学会個人情報保護規程」、「日本透析医学会会員の個人情報照会に関する取り扱い指針」に従い、取り扱うものとする。

(本規程の変更等)

第14条 本学会は、本規程の変更等を行うことがある。

2 本学会は、本規程の変更等を行うときは、事前にその内容及び変更の効力発行日を本システムの会員へのお知らせなどにおいて表示するなど適宜の方法により通知する。

3 本学会が本規程の変更等を行った後は、会員の閲覧の有無にかかわらず、変更後の規程が適用されるものとする。

(協議事項)

第15条 本システムの利用について、本規程によって解決できない場合が生じた場合、会員と本学会の間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。

(連絡先)

第16条 本システムの利用又は規程についての問い合わせは下記のとおりとする。

一般社団法人日本透析医学会事務局

この規程は、令和3年2月15日から施行する。